

## 介護老人保健施設せみねの丘 短期入所 利用料金

① 基本料金 (単位：円 税込)

項目	要介護度							
	割合	要支援1	要支援2	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
施設利用料 (多床室)	1割	613	774	830	880	944	997	1,052
	2割	1,226	1,548	1,660	1,760	1,888	1,994	2,104
	3割	1,839	2,322	2,490	2,640	2,832	2,991	3,156
施設利用料 (従来型個室)	1割	579	726	753	801	864	918	971
	2割	1,158	1,452	1,506	1,602	1,728	1,836	1,942
	3割	1,737	2,178	2,259	2,403	2,592	2,754	2,913
食費 (利用者負担)	1,680 (朝食 500・昼食 600・夕食 580)							

多床室 (利用者負担)		400						
基本料金 計 (施設利用料) + (食費) + (多床室)	1割	2,693	2,854	2,910	2,960	3,024	3,077	3,132
	2割	3,306	3,628	3,740	3,840	3,968	4,074	4,184
	3割	3,919	4,402	4,570	4,720	4,912	5,071	5,236
月額基本料金 (利用合計) × (30日間利用)	1割	80,790	85,620	87,300	88,800	90,720	92,310	93,960
	2割	99,180	108,840	112,200	115,200	119,040	122,220	125,520
	3割	117,570	132,060	137,100	141,600	147,360	152,130	157,080
個室料金 (利用者負担)		1,670						
基本料金 計 (施設利用料) + (食費) + (個室料金)	1割	3,929	4,076	4,103	4,151	4,214	4,268	4,321
	2割	4,508	4,802	4,856	4,952	5,078	5,186	5,292
	3割	5,087	5,528	5,609	5,753	5,942	6,104	6,263
月額基本料金 (利用合計) × (30日間利用)	1割	117,870	122,280	123,090	124,530	126,420	128,040	129,630
	2割	135,240	144,060	145,680	148,560	152,340	155,580	158,760
	3割	152,610	165,840	168,270	172,590	178,260	183,120	187,890

② 加算料金 (単位：円 税込) ※ 上記料金に加算します。

項目	内容	料金 (1割)	料金 (2割)	料金 (3割)
夜勤職員配置加算	夜勤職員の加算配置要件を満たす場合	24/日	48/日	72/日
個別リハビリテーション加算	個別リハビリテーションを20分以上実施した場合	240/回	480/回	720/回
認知症ケア加算	認知症の利用者に対して介護保健施設サービスを行った場合	76/日	152/日	228/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	「認知症の行動・心理状態」が認められ、緊急に短期入所療養介護が必要であると医師が判断した場合 (7日間を限度)	200/回	400/回	600/回
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画に位置付けられていない緊急受入を行った場合	90/日	180/日	270/日
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合	120/日	240/日	360/日
重度療養管理加算	要介護4又は5であって、ストマー処置、胃ろう、褥瘡に対する治療を実施している状態の場合	120/日	240/日	360/日

在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	在宅復帰・在宅療養支援等指標で40点以上の場合	51/日	102/日	153/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	在宅復帰・在宅療養支援等指標で70点以上の場合	51/日	102/日	153/日
送迎加算	片道につき加算	184/回	368/回	552/回
総合医学管理加算	ア) 診療方針を定め、投薬、検査、注射、処置等を行った場合 イ) 処置等の内容等を記録している場合 ウ) かかりつけ医に対して、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行っている場合	275/日	550/日	825/日
療養食加算	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合 ※療養食…医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高度肥満症・高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食	8/回	16/回	24/回
認知症専門ケア加算Ⅰ	介護を必要とする認知症の者の締める割合が2分の1以上。又は、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者をチームとして配置し、専門的な認知症ケアを実施した場合	3/日	6/日	9/日
認知症ケア加算Ⅱ	認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症指導等を実施している場合	4/日	8/日	12/日
緊急時治療管理	救急医療を要し処置を行った場合、月に3回を限度	518/日	1036/日	1554/日
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	・(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認された場合 ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入している場合 ・職員間の適切な役割分担（介護助手の活用等）の取組等を行っている場合 ・1年以内毎に1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う場合	100/月	200/月	300/月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している場合 ・1年以内毎に1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う場合	10/月	20/月	30/月

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	以下のいずれかに該当すること ・介護福祉士が80%以上配置されている場合 ・勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上の場合	22/日	44/日	66/日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護福祉士が60%以上配置されている場合	18/日	36/日	54/日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	以下のいずれかに該当すること ・介護福祉士が50%以上配置されている場合 ・常勤職員が75%以上 ・勤続年数7年以上の職員の割合が30%以上の場合	6/日	12/日	18/日
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ＋ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員処遇改善等を実施している場合	所定単位数の3.9% ＋ 1.7%を算定		
介護職員等ベースアップ等支援加算	厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員処遇改善等を実施している場合	所定単位数の0.8%		

③その他加算料金（単位：円 税込） ※上記料金に加算します。

項目	内容	料金
あんしんセット （日用品など）	Cセット：バスタオル、フェイスタオル、おしぼりタオル、他日用品	330円/日 (9,900円/30日)
	Bセット：バスタオル、フェイスタオル、おしぼりタオル、寝巻き、肌着、他日用品	495円/日 (14,850円/30日)
	Aセット：バスタオル、フェイスタオル、おしぼりタオル、寝巻き、肌着、日常着（トレーナー上下セット）、靴下、他日用品	770円/日 (23,100円/30日)
	Dセット：衣類の私物クリーニング	5,280円/月
理髪料	ひげそりまたは顔そり	700
	カットのみ（丸刈り含む）	1,400
	カット＋ひげそりまたは顔そり	1,600
情報開示請求	※情報開示を依頼される場合、準備をしていただく書類があります。また、情報によっては、お時間がかかる場合もありますので、事務室・相談室へ御相談下さい。	1件につき1,000
入所証明書	当施設へ入所されている事の証明書を発行した場合	1,100
診断書	医師が診断書を発行した場合	3,300
死亡診断書	医師が死亡診断書を発行した場合	5,500
私物電気使用料	個別に家電製品を使用する場合（1台あたり）	1日 55
レントゲン撮影料	結核検診未検者の方で、レントゲン撮影をした場合	実費

（その他）

○利用者様が趣味活動に使用する材料等は、実費が教養娯楽費として加算されます。

令和6年4月1日